発 行

(公財) 暴力団壊滅秋田県民会議

(秋田県暴力追放運動推進センター)

〒 010-0922 秋田市旭北栄町1-5

2 018-824-8989 FAX 018-824-8990

全国及び県内の暴力団勢力は年々減少傾向にあります。

暴対法が施行された平成4年に約9万人だった暴力団関係者は平成19年に約8万人まで減り、その後、平成19年の反 社指針と平成22年ころまでの暴排条例制定の効果により平成30年末までには約3万人まで減っています。平成4年から 平成19年までの15年間で1万人しか減らなかったのに、この10年間で一気に5万人減ったということです。

この状況は、逆に言うと、属性で対応することが難しくなってきたことを意味します。

辞めたのか辞めていないのかよく分からない、組織に所属している人間かどうかよく分からない、そういう人間に対しては属性ではなく、行為に対して対応しなければいけないということです。

つまり、暴力団員の人数が減ってきたことの裏返しとして、中止命令などの属性を根拠とした対応が難しくなってきた昨今では反社会的勢力問題において悪質クレーム対策が重要となっているわけです。

もっとも、反社組織とは全然関係がなくても、むしろ組織の人間よりも厳しい不当要求をする一般の方が増えてきたことも確かであり、それに対する対策の意味でも悪質クレーム対策が重要になります。

他県の例ではありますが、具体的な不当要求の事例と対応策を列記しました。

先月号で苦情対応フローチャートを紹介していますが、このような事例にはどのように対応するか参考にしてください。

不 当 要 求 対 応 Q&A

Q みかじめ量の要求

飲食店を開業する予定で準備を進めています。先日、暴力団員風の男が店に来て「何かあったら面倒をみるので盆暮れの付き合いをせんか。」等とみかじめ料を要求されました。その場は何とか断ったのですが「また来るから。」と言って帰りました。また来たらと思うと不安でたまりません。



A みかじめ料や用心棒料の要求は、暴対法の禁止行為ですので一切応じる必要はありません。 要求があった場合は中止命令事案になりますので、要求を断り、すぐに警察へ相談してください。

Q 雑誌の購入要求

右翼を名乗る団体から電話で「本を送るから買ってくれ。」と言われ、読むつもりもないし断ったが、 男の態度からして今後も要求が続くのではないでしょうか。



A 電話での要求ですからきっぱりと断ってください。雑誌が送られてきたら開封しないで、配達員に「受取拒否」して返してください。もし、社員等が断り切れず契約していたとしても一定期間内であれ ばクーリングオフで契約解除ができます。

Qピザの無償要求

宅配ピザを食べて「体調を崩した、新しいピザを弁償しろ。」とのクレームに代替品を渡したのですが、「今度は入院した、入院費や慰謝料はいらない、新しい物が欲しい。」と無償でピザを要求されています。

A 事実を確認しないまま補償したことで足元を見られています。ピザが原因で入院したのであれば、 入院費用、慰謝料等も要求される可能性がありますが、根拠がない要求なので入院先も明かすこと ができないだろうと思われます。事実を証明できないクレームは、はっきりと断るべきです。

Q 暴力団関係者による貸家の占拠

暴力団員であった貸家住人が逮捕された後、その仲間と思われる暴力団員風の男が出入りし始め、 貸家を占拠されてしまった。家賃の不払いも続き、連帯保証人に掛け合っても応じてもらえません。



A 弁護士に対応を委ね、法的手段で解決を図るべきです。

相手は服役中の暴力団員であり、その関係者が占拠しているような場合は、個人で解決することは極めて困難です。「出入り禁止」の仮処分等の措置が必要ですので、弁護士の手を借りましょう。

秋田弁護士会民事介入暴力対策委員会の弁護士が県民会議の相談委員になっていますので、相談の上、対応を依頼することが早期解決の道です。費用についてもご相談ください。

県民会議・相談専用電話 0120-893-184 (0120-ヤクザーイヤヨ)

替助会員各位

早春の候、賛助会員の皆様には益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

皆様には、平素から県民会議の事業運営に関しまして深いご理解と多大なご支援・ご協力を賜り、厚く 御礼申し上げます。

さて、機関紙「Joho」令和2年3月号を別添のとおり配信しましたのでご確認ください。

今月号では、先月号に続いてこれまでのまとめとして、他県の事例ではありますが実際の不当要求対応への対応事例をQ&Aでご紹介します。

引き続き、皆様方のご理解、ご支援・ご協力をよろしくお願い申し上げます。

先月もお知らせしましたが、 県民会議事務所の移転について 3月末の引越しに向け、順調に準備を進めております。

新事務所は

〒010-0951

秋田市山王四丁目1番5号 秋田県警察本部内 (公財)暴力団壊滅秋田県民会議 電話番号(018)824-8989(変わらず)

になります。

場所的には、

警察本部に向かって右側の第二庁舎1階右奥(トミヤ文具店側) になります。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

> 専務理事 小森和彦 〒010-0951 秋田市旭北栄町1番-5号 Tel(018) 824-8989 Fax(018) 824-8990

E-mai: boutsui@amber.plala.or.jp